令和８年（フ）第１８５８号
愛知県春日井市岩野町２丁目12番地５　ハイツアイカ岩野202号
債務者　八島　明美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８号
岡山県笠岡市美の浜２番地２　ビレッジハウス２－105
債務者　高森　好晴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
相模原市南区大野台５丁目13番７号　相模原養護老人ホーム
債務者　鶴瀬　勝水
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８５号
相模原市中央区矢部１丁目20番24号　サンクレール相模原102号室
債務者　田中　哲子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９１号
相模原市中央区陽光台４丁目８番22号　ＳＯＬＥＩＬ202
債務者　中村　愛美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区上上津役４丁目２番42－203号
債務者　中西千代乃
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０１号
北九州市小倉北区赤坂４丁目23番６号
債務者　伊達　敬之
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１４５号
さいたま市岩槻区大字馬込845番地４
債務者　小笠原公子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３１号
さいたま市西区大字土屋542番地５　ソレイユ指扇土屋103、旧住所埼玉県川越市田町20番地17　ＳＳＫⅡ206号室
債務者　小菅　祥都
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４７号
埼玉県川口市大字新堀178番地の12
債務者　鵜殿　郷子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７４号
埼玉県戸田市美女木北２丁目４番地19　レオパレスピーチハイツ107号室
債務者　根本　智幸（旧姓横山）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６２号
神奈川県座間市入谷東２丁目29番39号　メゾンせいすい102号
債務者　奥村　浩久
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７２号
相模原市中央区陽光台４丁目８番９号　パステルメゾンⅡ　208
債務者　村松　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目11番47号　グリーンコーポ関101号
債務者　ナガヤマ　プレメリンダ　ラエド（ＮＡＧＡＹＡＭＡ　ＰＲＥＭＥＬＩＮＤＡ　ＬＡＥＤ）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０６号
相模原市南区豊町５番９号　ゆたかハイツ101
債務者　江嶋由紀子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６０７号
北九州市小倉北区上富野１丁目４番41－206号
債務者　堀　　綾華
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９５７号
埼玉県新座市新堀二丁目16番18号　ローズガーデン306号
債務者　井関　寿樹
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係